

袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例（案）の 概要説明

1 条例制定の背景

本市では、社会教育の振興並びに市民の生活文化の向上及び福祉の増進を図るため、公民館及び市民会館（以下「公民館」という。）を整備し、社会教育に関する各事業等の企画・実施、市民が自主的に学べる環境づくりとともに、各団体への支援や利用者からの相談等に応じています。また、公民館運営審議会や社会教育委員等からの意見を踏まえ事業を実施するほか、市民参画による公民館まつりや地区住民会議等も実施され、公民館は地域の拠りどころとして様々な活動に利用されています。

一方で、近年公民館の利用者数は減少傾向であり、さらに、新型コロナウイルス感染症の影響等により活動の継続が困難となる団体も出てきました。公民館施設をより多くの市民の利用に供し、地域の活動拠点として機能させるため、新たな利用者層を開拓するなど施設の利用拡大につなげるとともに、社会の変化に対応し、市民にとって更に身近な施設として認知される取組が必要となっています。

また、市民活動への支援として、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例（平成29年条例第10号）」や「袖ヶ浦市協働のまちづくり推進計画」に基づき、市民の参加や、地縁団体、市民活動団体等の地域コミュニティとの協働により、地域課題の解決を目的として、地域コミュニティへの情報提供や人材育成の支援等分野を問わず様々な事業に取り組んでいるところです。

しかしながら、自治会では加入率の低下や役員のなり手不足等の課題があり、市民活動団体では人材確保といった課題が挙げられ、今後地域コミュニティの維持や運営に支障をきたすことが懸念される状況となっています。

これらの課題の解決に向けて、これまで公民館が担ってきた社会教育

を通じたまちづくりと、市民協働によるまちづくりを合わせて推進するため、地域の拠点づくりを行う必要があります。

2 条例制定の目的

社会教育施設である公民館施設については、市民や市民活動団体等がより活用できるよう教育委員会から市長部局へ移管し利用制限の緩和を図り、社会教育に関する事業等と一体的に協働のまちづくりを推進するため、交流センターとして設置するものです。その設置及び管理に関し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、必要な事項を定めることを目的とするものです。

3 施行期日

令和6年4月1日予定

4 近隣市等の状況

木更津市：木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例

【平成30年3月14日公布（平成31年4月1日施行）】

東金市：東金市コミュニティセンターの設置、管理等に関する条例

【令和3年12月22日公布（令和4年4月1日施行）】

5 条例における基本的事項

第1条（趣旨）

この条例の趣旨について規定するものです。

第2条（定義）

この条例における用語の意義について規定するものです。

第3条（設置）

交流センターを設置することについて規定するものです。

第4条（名称及び位置）

交流センターの名称及び位置について規定するものです。

第5条（サブセンター）

平川交流センターにサブセンターを設置すること等について規定するものです。

第6条（管理者）

交流センターの管理者について規定するものです。

第7条（職員）

交流センターに職員を置くことについて規定するものです。

第8条（事業）

交流センターにおいて行う事業について規定するものです。

第9条（施設の共用）

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号）第6条に規定した事業の実施に当たり、交流センターを使用に供することを規定するものです。

第10条（開館時間）

交流センターの開館時間について規定するものです。

第11条（休館日）

交流センターの休館日について規定するものです。

第12条（使用の許可）

交流センターの施設等の使用の許可について規定するものです。

第13条（使用の制限）

交流センターの施設等の使用の制限について規定するものです。

第14条（使用許可の取消し等）

交流センターの施設等の使用許可の取消し等について規定するものです。

第15条（使用料）

使用者が交流センターの施設等を使用する際の使用料について規

定するものです。

第16条（使用料の徴収）

使用料の徴収について規定するものです。

第17条（使用料の減免）

使用料の減免について規定するものです。

第18条（使用料の不還付）

使用料の不還付等について規定するものです。

第19条（使用期間）

交流センターの施設等の使用期間について規定するものです。

第20条（目的外使用等の禁止）

交流センターの施設等の目的外使用等を禁止することについて規定するものです。

第21条（模様替え等）

使用者が交流センターの施設等の模様替え等を行う場合の許可について規定するものです。

第22条（原状回復）

使用者が交流センターの施設等を使用した際の原状回復について規定するものです。

第23条（損害賠償）

交流センターの施設、設備、備品等を損傷等した際の賠償について規定するものです。

第24条（委任）

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めることについて規定するものです。

附則

第1項（施行期日）

この条例の施行日について令和6年4月1日と規定するものです。

第2項（経過措置）

この条例の施行前に「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例」の規定に基づきなされた処分等に関する取り扱いについて規定するものです。

第3項（準備行為）

交流センターの施設等の使用の許可や使用料に関すること等その他必要な行為は、この条例の施行日前でも行うことができることを定めるものです。

別表第1

各交流センターの使用料について規定するものです。

別表第2

体育室又は多目的ホールをアマチュアスポーツとして使用する場
合（冷房又は暖房を使用しない場合に限る。）の使用料について規定
するものです。

別表第3

附属設備の使用料について規定するものです。